

# 兵庫県公報

平成23年4月28日 木曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可手続等を定める規則の一部を改正する規則（砂防課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第23号）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正により、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合において、関係市町村の長に対し避難に資する情報を提供するため、都道府県知事が当該重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査を行うものとされたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第23号

#### 土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可手続等を定める規則の一部を改正する規則

土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可手続等を定める規則（平成17年兵庫県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

第4条第2項第1号中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改め、同項第2号中「第7条第5項」を「第8条第5項」に改め、同項第3号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第9条を次のように改める。

（身分証明書の様式）

第9条 法第5条第5項（法第21条第2項及び第28条第2項において準用する場合を含む。）の証明書の様式は、様式第6号のとおりとする。

様式第6号（表面）の部中「第5条第1項」を「第 条第1項」に改め、「基礎調査のため」を削り、「他人の」の右に「占有する」を加え、同様式（裏面）の部を次のように改める。

（裏面）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）  
（基礎調査のための土地の立入り等）  
第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。  
5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。  
（立入検査）

第21条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
(緊急調査のための土地の立入り等)

第28条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 第5条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第8項から第10項までの規定中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は国」と読み替えるものとする。

様式第7号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年5月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第4条第2項第1号から第3号までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付している身分証明書については、なおその効力を有する。